官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務八五）　二
○無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項を定める省令（同八六）　五
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二〇）　六
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一一三）　六
○既存添加物名簿の一部を改正する告示（消費者庁九）　六
○登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件（総務二七九）　六
○船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件（同二八〇）　六
○電波法施行規則の規定により無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を定める件（同二八一）　六
○電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件（同二八二）　六
○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（同二八三）　六
○電波法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件（同二八四）　六
○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（同二八五）　六
○電波法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等の無線設備の機能試験の方法を定める件の一部を改正する件（同二八六）　六
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二八七）　六
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二八八）　六
○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（同二八九）　六
〔その他告示〕
○電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第三条第三項第一号及び第四条第三項第一号に規定する総務大臣が告示する日を定める件（総務二九〇）　七
○漁港の指定の一部を改正する件（農林水産一二四四）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
無線局の免許等に係る電子申請等及び免許記録等の閲覧等の方法（総務省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
令和六事業年度決算（独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定・独立行政法人国際協力機構一般勘定）、令和六年度・事業年度財務諸表（国際農林水産業研究センター・国立研究開発法人産業総合研究所・独立行政法人住宅金融支援機構）、税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二一
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四